

市有地売却 一般競争入札案内書

佐倉市中志津一丁目 9 8 3 番 4 8 外 2 筆



佐倉市資産経営課

令和 7 年 8 月 2 6 日発行

この案内書には、入札の参加方法や入札物件についての案内等を掲載していますので、内容を熟読の上、入札にご参加ください。

なお、入札物件については、入札の前に現地及び関係する諸規制を、必ずご自身で確認するようにしてください。

<開札までのスケジュール>

入 札 公 告 令和7年8月26日（火）

入札案内書配布期間 令和7年8月26日（火）～ 令和7年9月30日（火）

入 札 受 付 期 間 令和7年8月26日（火）～ 令和7年9月30日（火）

（土曜、日曜、国民の祝日・休日を除く。）

※受付時間は午前8時30分～午後5時

（正午から午後1時までを除く。）

※郵送の場合は令和7年9月30日（火）必着

開 札 令和7年10月23日（木）

<問い合わせ先>

・ 物件について

〒285－8501

千葉県佐倉市海隣寺町97番地

佐倉市資産経営課 FM 管理班（市庁舎管理棟2階）

電話 043－484－0942

FAX 043－484－1515

E-mail fm@city.sakura.lg.jp

・ 入札手続きについて

〒285－8501

千葉県佐倉市海隣寺町97番地

佐倉市契約検査課契約班（市庁舎1号館5階）

電話 043－484－6111

FAX 043－486－1919

※入札書等の提出先は、契約検査課です。

【目 次】

＜入札案内＞	ページ
◆ 入札物件・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
◆ 市有地売却一般競争入札について・・・・・・・・	2
第1 入札物件・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第2 入札参加者の資格及び入札参加に際しての注意事項・・	2
第3 現地の確認と資料の配布・・・・・・・・	3
第4 入札期間・場所・・・・・・・・・・・・	4
第5 入札手続き・・・・・・・・・・・・・・	4
第6 開札・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第7 落札者の決定・・・・・・・・・・・・	7
第8 契約の締結等・・・・・・・・・・・・	8
第9 契約保証金・・・・・・・・・・・・・・	8
第10 売買代金の支払い方法・・・・・・・・	8
第11 所有権の移転等・・・・・・・・・・・・	9
第12 契約等に必要となる費用・・・・・・・・	9
第13 公租公課の負担・・・・・・・・・・・・	9
第14 契約不適合責任・・・・・・・・・・・・	9
第15 利用の制限・・・・・・・・・・・・・・	10
第16 実地調査等・・・・・・・・・・・・・・	10
第17 違約金・・・・・・・・・・・・・・	10
第18 契約の不履行・・・・・・・・・・・・	10
第19 入札結果の公表・・・・・・・・・・・・	11
第20 その他注意事項・・・・・・・・・・・・	11
◆ 地方自治法施行令（抄）・・・・・・・・・・・・	12
◆ 必要書類一覧・・・・・・・・・・・・・・	13
◆ 入札心得書・・・・・・・・・・・・・・	14
◆ 市有財産（土地）売買契約書（案）（様式）・・	16
◆ 物件調書・・・・・・・・・・・・・・	22
＜入札関係様式＞	
◆ 各様式記載例・・・・・・・・・・・・・・	29
◆ 「入札参加申込書兼入札保証金提出書」様式・・	43
◆ 「入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書」様式・・	45
◆ 「誓約書」様式・・・・・・・・・・・・・・	46
◆ 「入札書」様式・・・・・・・・・・・・・・	47
◆ 「委任状」様式・・・・・・・・・・・・・・	48
◆ 「役員等名簿」様式・・・・・・・・・・・・	49
◆ 「納付書兼領収書」様式（本案内書に添付のものを使用してください。）	

入 札 物 件

	土地の所在		登記 地目	地 積 (㎡)		用途地域等	指定 建ぺい率 容積率(%)	最低売却 価格
				公簿	実測			
①	佐倉市 中志津 一丁目	983番48	山林	136		市街化区域 第1種低層住 居専用地域	指定 建ぺい率 50%	58,000,000円
②		985番90	宅地	1,043.50			指定容積率 100%	
③		986番14	宅地	1,168.41			(詳細は担当 部署へ お問合せ ください)	
合 計				2,347.91	2403.50 (3筆合計)			

- ・①～③の3筆一体の売却とします。
- ・必ず現地及び関係諸規制等を確認の上、入札参加の申込みをしてください。
- ・物件は、現状有姿での引渡しです。

市有地売却一般競争入札について

第1 入札物件

入札物件は、「入札物件」（1 ページ）のとおりです。物件の詳細については、物件調書（22 ページ以降）をご覧ください。

第2 入札参加者の資格及び入札参加に際しての注意事項

（1）入札参加者の資格

次の①～⑤のいずれにも該当しない方であれば、どなたでも参加できます。

① 満18歳未満の者

※ただし、その親権者などが代理人として参加できる場合は除きます。

② 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者（12ページ）

③ 地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第7号までの規定に該当する者で、当該事実があった日から定められた期間を経過しない者（12ページ）

④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する者

⑤ 暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者

なお、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者とは次のいずれかに該当する者をいいます。

1. 当該入札物件を暴力団の所有物その他これに類するものの用に供しようとする者

2. 次のいずれかに該当する者

（ア） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合は、その役員、その支店又は営業所の代表者その他経営に実質的に関与している者を、団体である場合は、その代表者、その理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団又は暴力団員である者

（イ） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第

三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

(2) 入札参加に際しての注意事項

①入札心得書（14～15ページ）には、入札についての重要な事項が記載されていますので、熟読した上で入札に参加してください。

②物件は、現状有姿による引渡しです。また、当該土地に存在する工作物や樹木等においても、そのままの引渡しとなります。極力概要図に記載していますが、現況と相違している場合は、現況が優先します。

③入札参加者は、本案内書内の物件調書を確認するとともに、必ずご自身において現地の状況及び関係する諸規制等の調査確認を行ってください。

④落札された場合、落札者（入札者）に対し、所有権移転登記をすることになります（途中で名義変更をすることは認められません。）。

第3 現地の確認と資料の配布

現地説明会はありません。入札参加希望の方は、現地の確認を目的とする場合に限り、随時入札物件への立ち入りを行うことが可能です。ただし、車両での進入、駐車はご遠慮ください。お車でお越しの方は、周辺の時間貸駐車場等をご利用ください。また、現地の確認にあたっては、近隣のご迷惑にならないように十分にご配慮ください。

佐倉市役所資産経営課において「市有地売却一般競争入札案内書（封筒及び入札保証金用納付書在中）」を配布又は郵送する際に、現地写真を併せてお渡しいたします。

※郵送でも配布します（返信用切手を貼付した封筒が必要です。）。

※資料の配布にあたっては、お名前・ご連絡先等を確認させていただきます。

【注意事項】 資料は、物件購入を検討されるための参考資料です。

現況と参考資料が相違している場合は、現況が優先します。

第4 入札期間・場所

(1) 入札期間及び受付場所

- ① 期 間 令和7年8月26日（火）～ 令和7年9月30日（火）
(土曜、日曜、国民の祝日・休日を除く。)
- ② 時 間 午前8時30分～午後5時（正午から午後1時までの間は除く。)
- ③ 場 所 佐倉市役所契約検査課（市庁舎1号館5階）
(〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97番地)
- ④ 入札方法 持参又は郵送（郵送は、配達記録が残る書留郵便等に限ります。
令和7年9月30日（火）必着）

第5 入札手続き

(1) 入札保証金の納付方法

- ① 入札をする前に、各自が見積もる入札金額の100分の5以上（円未満切上げ）の金額（すなわち、各自が納付する入札保証金の20倍の金額が、入札の最高限度額となります。）を入札保証金として、本案内書添付の納付書（3連納付書）を用いて、令和7年8月26日～ 令和7年9月30日までの間に最寄りの佐倉市指定（収納代理）金融機関（納付書の裏面記載）から納付してください。その際、納付書兼領収書を必ずお受け取りください。

（納付書の記載例は、32ページをご覧ください。）

例：6,000万円の価格で入札しようとする場合

6,000万円×0.05＝300万円→300万円以上の納付が必要です。

（円未満切り上げ）

【注意事項】

- ・ 必ず佐倉市指定（収納代理）金融機関で納付して下さい。ほかの金融機関では納付することができません。
- ・ A T M（現金自動預払機）及びインターネットによる振込は受け入れることができません。
- ・ 佐倉市指定（収納代理）金融機関の領収印のある納付書兼領収書の写しの提出がない場合、入札保証金として受け入れることができません。
- ・ 入札保証金の納付後は、その取消し又は変更はできません。

- ② 開札の結果、落札されなかった方の入札保証金は、入札参加者が入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書において指定した金融機関の預金口座へ振り込む方法によりお返しします。なお、金融機関への振込手続には2週間程度を要しますので、その旨ご了承ください。
- ③ 入札保証金には、利子を付しません。
- ④ 入札保証金を振り込んだ後、入札をしなかった場合は、入札保証金の返還手続を行います。その場合は、契約検査課にご連絡ください。ただし、入札保証金の返還手続は、すべての開札が終了した後に行います。

(2) 提出書類

① 入札参加申込書兼入札保証金提出書（43～44ページに添付）

必要事項を記載してください。

入札者、共有者、代理人ともに、使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印（法人の場合は代表者印）を使用してください。

（1）により入札保証金を納付した際に受け取った納付書兼領収書の写し（領収印の押された原本の写し）を貼付し、一緒に提出してください。それぞれ、片面にて提出してください。記載例は、29～32ページにあります。

② 入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（45ページに添付）

入札保証金の返還が必要となった場合の振込先を記載してください。記載例は、33ページにあります。

② 誓約書（46ページに添付）

誓約内容を熟読し、十分に納得した上で、お申込みください。なお、代理人を立てる場合は、代理人ではなく申込者本人の提出が必要となります。また、共有を希望する場合（共同入札の場合）、共有者全員分の誓約書を提出してください。記載例は、34～35ページにあります。

④ 住所又は所在地等を証する書面

個人の場合・・・住民票（個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）

法人の場合・・・登記事項証明書（現在事項証明書又は履歴事項証明書に限る。）

※発行日から3か月以内のものを提出してください。

※共有を希望する場合（共同入札の場合）は、共有者全員分が必要となります。

※代理人申込の場合には、申込者本人、代理人ともに提出が必要となります。

⑤ 印鑑証明書

申込書類に使用した印鑑の印鑑証明書を提出してください。

※発行日から3か月以内のものを提出してください。

※法人については、代表者印に係る印鑑証明書となります。

※共有を希望する場合(共同入札の場合)は、共有者全員分が必要となります。

※代理人申請の場合は、申込者本人、代理人ともに提出が必要となります。

⑥ 入札書(47ページに添付)

36～37ページの記載例により作成してください。

⑦ 委任状(48ページに添付)

代理人を立てる場合に必要となります。委任状に使用する印鑑は、委任者(申込者本人)、代理人ともに印鑑登録のあるものをご使用ください。記載例は、38～39ページにあります。

⑧ 役員等名簿(49ページに添付)

法人で入札に参加される場合に必要となります。登記事項証明書に記載されている役員等全員について、ご記載ください。記載例は、40ページにあります。

(3) 提出方法

上記書類を、入札期間中に契約検査課まで持参、又は配達記録が残る書留郵便等による郵送(令和7年9月30日必着)にて提出してください。持参の場合、入札締切日の午後5時までに提出がない場合は、受付はできませんので、あらかじめ余裕を持ってお早めに提出してください。また、持参の場合は、持参された方のお名前等を確認させていただきますので、ご了承ください。

＜提出にあたって＞

- ・上記(2)⑥入札書のみを長形3号封筒に入れてのり付けしてください。

(41ページ参照)。

- ・封緘した入札書在中封筒と、その他の提出書類を角形2号封筒などに同封してご提出ください(42ページ参照)。

(4) 受付

上記(2)の書類が整っている場合で、持参にて入札された方には、**市の受付印を押印した入札参加申込書兼入札保証金提出書の写し**をお渡しし、郵便にて提出された方には、受付後、提出された同申込書記載の住所に郵送します。これが受付の証拠となりますので、物件の引渡し又は入札保証金の返還が完了するまで保管して

ください。

(5) 入札辞退

入札参加者は開札開始日時までは入札を辞退することができます。

入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出てください。

- ① 入札辞退届を契約検査課に持参する場合にあっては、開札開始日時までに受け付けします。
- ② 入札辞退届を郵送で提出する場合にあっては、開札日前日までに契約検査課に到達したものを受け付けします。なお、郵送後、契約検査課に電話連絡をするものとします。

入札を辞退した者は、これを理由として、辞退以後、不利益な取り扱いを受けることはありません。

第6 開札

(1) 開札の日時及び場所

- ① 日 時 令和7年10月23日（木） 午前9時40分から
- ② 場 所 佐倉市役所 第1会議室（市庁舎1号館6階）

(2) 開札方法

持参又は郵送された入札書の開札は、入札事務に関係のない市の職員を立ち会わせて行います。なお、開札は公開で行いますので、入札参加者及び入札参加者以外にも自由に傍聴することができます。ただし、会場その他の事情により、傍聴人の数を制限させていただくこともあります。

第7 落札者の決定

(1) 落札者の決定

落札者の決定は、予定価格（最低売却価格）以上で最高の価格をもって入札した方を落札者として決定します。

(2) 複数の同価格者がいる場合

落札者となるべき同価格の入札者が2人以上いる場合は、開札後、指定する日時及び場所において、当該入札をした方のくじ引きにより落札者を決定します。この場合、当該入札をした方のうち、くじを引かない方がいるときは、これに代わって市の指定した当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

(3) その他

再度の入札は行いません。

入札者は、その事由のいかんにかかわらず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

第8 契約の締結等

売買契約の締結は、落札者決定の日から10日以内（10日目が佐倉市の休日に関する条例（平成元年佐倉市条例第13号）第1条第1項に定める市の休日（以下、「市の休日」といいます。）の場合は、その直後の市の休日でない日まで）に行ってください。第9に記載する契約保証金をご用意の上、原則としてあらかじめお約束した日に契約検査課までお越しいただくことになります。

その際に、今後の手続（売買代金の支払方法、契約保証金の売買代金への充当、土地の引渡しの方法、移転登記の手続など）について、資産経営課においてご説明いたします。

なお、期限までに契約を締結されない場合には落札は無効となり、入札保証金は市に帰属します。ただし、市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではありません。

第9 契約保証金

売買契約締結と同時に、契約保証金として契約金額（落札金額）の100分の10以上（円未満切上げ）を納付していただく必要がありますが、納付されている入札保証金を契約保証金に充当いたしますので、実際には、契約保証金と入札保証金との差額をご用意ください。

なお、契約保証金は、売買代金の一部に充当します。

第10 売買代金の支払い方法

売買契約締結時に売買代金と契約保証金との差額を記載した納入通知書をお渡しします。売買契約の締結日から50日以内（50日目が市の休日の場合は、その直後の市の休日でない日まで）に残りの売買代金をお支払いください。

なお、市有財産（土地）売買契約書第7条により、契約保証金は、納付期限までに残りの売買代金の支払が行われなかった場合には、市に帰属します。ただし、市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではありません。

また、落札者が売買代金の支払いのため、金融機関から融資を受けるにあたり、当該売却物件に抵当権を設定する場合は、あらかじめ資産経営課にご相談ください。

※売買代金の分割納付はできません。

第11 所有権の移転等

(1) 所有権の移転及び土地の引渡し

所有権は、売買代金全額の支払が完納されたときに移転するものとし、同時に土地の引渡しがあったものとします。

なお、土地は、現状有姿での引渡しとなります。（当該土地に存在する工作物や樹木等がある場合は、それらも含みます。）

(2) 所有権の移転登記

所有権の移転登記は、公簿地積によるものとし、(1)による所有権の移転及び土地の引渡しが行われた後、買受人（落札者）からの登記請求に基づき、市が行います。（移転登記の名義は買受人です。途中で名義人を変更すること及び共有名義の場合に持分割合を変更することは認められません。）

第12 契約等に必要な費用

売買契約書1通（市保管分）に貼付する収入印紙（買受人保管用のものに印紙は貼付不要です。）、所有権移転登記に必要な登録免許税など、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、買受人の負担とします。

第13 公租公課の負担

売買代金の支払完了日以降における土地の公租公課については、買受人の負担とします。

第14 契約不適合責任

売買契約の締結後、売買土地に、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）があることが判った場合でも、市は、契約不適合責任を負いません。ただし、買受人が、消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合には、売買土地の引渡し後1年以内に契約不適合である旨を市に通知したときに限り、当該契約不適合に係る代金減額請求のみをすることができます。

※詳細は、「市有財産（土地）売買契約書（案）（様式）」をご確認ください。

第15 利用の制限

買受人は、落札した物件を売買契約の締結日から10年間、次の用途に使用するなどしてはなりません。なお、これに違反した場合には、違約金の支払いや契約解除の対象となります。

- ① 暴対法第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用に使用すること。
- ② 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所その他これに類するものの用に供すること。
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、及び第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供すること。
- ④ ①、②又は③の用に供されることを知りながら、入札物件の所有権を第三者に移転し、又は貸し出し、使用させること。

第16 実地調査等

市は、第15に定める義務の履行状況を確認するため、必要があると認めるときは、売買土地を実地調査し、又は買受人から報告及び資料の提出を求めることができます。

買受人は、市から要求があるときは、売買土地について利用状況を確認することができる資料を添えて売買土地の利用状況等を市に報告しなければなりません。

買受人は、正当な理由なく上記に定める実地調査等を拒み、妨げ、もしくは忌避し、又は報告及び資料の提出を怠ってはなりません。

なお、これに違反した場合には、違約金の支払いの対象となります。

第17 違約金

買受人は、第15に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する額を、第16に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の10に相当する額を違約金として市に支払わなければなりません。

第18 契約の不履行

買受人が正当な理由なく契約を履行しなかったときは、その事実があった後、一定期

間一般競争入札に参加できないことがあります。

第19 入札結果の公表

入札の結果については、その内容（土地の所在、地積、予定価格、落札金額、落札者（法人の場合は称号又は名称。個人の場合は「個人」とのみ記載）、入札参加者数）を公表します。

第20 その他注意事項

次の事項を了承の上、参加してください。

- （１）買受人は、売買物件に係る物件調書（明細図、概要図、用地実測図を含む。）、本案内書を十分に確認し、記載内容について了承の上、ご参加ください。なお、物件調書は、売買契約書に添付します。
- （２）公簿（登記）地積と実測地積に差がある物件については、実測地積が契約地積となります。
- （３）現物と公告地積が符合しない場合でも、これを理由として、契約の締結を拒むことはできません。
- （４）越境物の処理、電柱等の移転・撤去、立木の伐採、雑草の草刈、切り株、植栽、ごみ、ガラ及び碎石の除去、フェンス・囲障・擁壁・井戸など工作物等の補修・撤去等に係る調整及び負担は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、一切市は行いません。全て買受人において行っていただきます。
- （５）売買物件（工作物等を含む。）について、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、全て買受人において行っていただきます。
- （６）所有権移転後、分筆等のために境界確認書等を要する場合には、買受人において対応していただきます。また、これに伴う隣地土地所有者との調整等が生じた場合についても、全て買受人において対応していただきます。
- （７）土地の開発等（建築を含む。）に当たっては、物件調書に記載の事項以外にも都市計画法、建築基準法、文化財保護法等の法令及び市条例等により、規制、指導がなされる場合がありますので、詳細は各関係部署へ確認してください。

<問い合わせ先>

物件について・・・・・・・・・・佐倉市資産経営課FM管理班
（市庁舎管理棟２階）

電話 ０４３－４８４－０９４２

FAX ０４３－４８４－１５１５

入札手続きについて・・・・・・・・佐倉市契約検査課契約班（市庁舎１号館５階）

電話 ０４３－４８４－６１１１

FAX ０４３－４８６－１９１９

○地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

必要書類一覧

表をよく確認し、不備等のないようお願いいたします

参加形態 提出書類 入札参加者		単独		共有
		個人の場合	法人の場合	
		本人	本人（代表者）	共有者全員
入札の時に提出する書類	入札参加申込書 兼入札保証金提出書	○	○	○
	納付書兼領収書の写し	○	○	○
		・佐倉市指定（収納代理）金融機関の領収印が押されているもの ・入札参加申込書兼入札保証金提出書の貼付欄に貼付すること		
	入札保証金返還請求書 兼口座振替依頼書	○	○	○
	誓約書 (代理人の誓約書は不要)	○	○	○ ※共有者全員分
	住民票 (発行日から3か月以内のもの)	○	—	△ (共有者が個人の場合) ※該当する者全員分
		※個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの ※代理人（個人）をたてる場合は、代理人の住民票も必要		
	登記事項証明書 (現在事項証明書又は 履歴事項証明書に限る。) (発行日から3か月以内のもの)	—	○	△ (共有者が法人の場合) ※該当する者全員分
		※代理人（法人）をたてる場合は、代理人の登記事項証明書も必要		
	印鑑証明書 (発行日から3か月以内のもの)	○	○ 法人代表者のもの	○ 共有者全員分
契約時に持参するもの		※代理人をたてる場合は、代理人の印鑑証明書も必要		
	入札書	○	○	○
	委任状	・代理人をたてる場合のみ必要 ・本人及び代理人ともに印鑑登録のあるもので押印すること		
	役員等名簿	—	○	△ (共有者が法人の場合) ※該当する者全員分
契約時に持参するもの	契約書 (署名、押印をしたもの)	○	○	○
	契約保証金	○	○	○

※本人とは、入札参加者が個人の場合は入札参加者本人、入札参加者が法人の場合は法人代表者を指します。

入 札 心 得 書

- 1 入札参加者は、市有財産の売払いに伴う一般競争入札に当たって、物件調書（明細図及び概要図を含む。）により現地を必ず確認し、土地の売払いに係る一般競争入札の実施公告（以下「公告」という。）、本心得書を熟読の上、入札してください。
- 2 現物と公告数量が符合しない場合でも、これを理由として、契約の締結を拒むことはできません。
- 3 入札参加者は、入札申込みをする前に佐倉市指定（収納代理）金融機関に、入札保証金として、見積金額の100分の5以上（円未満切上げ）の金額を市有地売却一般競争入札案内書（以下「入札案内書」という。）に添付する納付書により納めなければなりません。また、入札保証金の納付後は、その取消し又は変更はできません。
- 4 入札参加者は、入札期間中に公告で指定された場所に、下記の書類を持参又は郵送（ただし、配達記録が残る書留郵便等に限ります。）の方法により提出してください。
 - （1）入札参加申込書兼入札保証金提出書
 - （2）上記3で納付した入札保証金の金融機関領収印が押印されている納付書兼領収書の写し
 - （3）入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書
 - （4）誓約書
 - （5）印鑑証明書（発行日から3か月以内）
 - （6）住所又は所在地等を証する書面
 - ①個人の場合…住民票（個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）
 - ②法人の場合…登記事項証明書（現在事項証明書又は履歴事項証明書に限る。）※①②共に発行日から3か月以内のもの
 - （7）入札書
 - （8）委任状（代理人により入札に参加される場合に必要）
 - （9）役員等名簿（法人で入札に参加される場合に必要）
- 5 入札保証金は、開札完了後、落札者を除き、入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書に記載の返還先口座に還付します（振込手続きには2週間程度要します。）。この場合、入札保証金には利子を付しません。

なお、落札者の入札保証金は、売買契約を締結したときに契約保証金の全部又は一部に充当することを原則とします。
- 6 入札参加者は、入札期間中に公告で指定された場所及び方法により、所定の入札書のみを「入札書提出用封筒」（長形3号封筒）に入れて封（のり付け）をし、「市有地売却一般競争入札参加申込書等封筒」（角形2号封筒）に同封し、入札してください。
- 7 入札書には、入札者の住所及び氏名（法人にあっては所在地、商号名称及び代表者職氏名）を記入の上、必ず印鑑証明書に登録された印鑑（委任状の受任者も同様）を押印してください。
- 8 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- 9 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。（入札に関する条件）

- (1) 入札に参加する資格がない者が行った入札
 - (2) 入札参加申込書兼入札保証金提出書を提出していない者が行った入札
 - (3) 入札保証金を納付しない者又は入札保証金が見積金額の100分の5以上の額に達しない者が行った入札
 - (4) 入札参加者が代理人である場合は、本人からの委任状を提出していない者が行った入札
 - (5) 同じ物件に1人で2通以上の入札書を提出した場合はその全部の入札
 - (6) 入札書に記載した金額を訂正しているもの
 - (7) 入札書の入札金額、氏名（法人にあっては商号名称及び代表者職氏名）の確認しがたいもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの及びその他主要な事項が識別しがたいもの
 - (8) 予定価格（最低売却価格）を下回る入札
 - (9) 入札に当たり他人を脅迫した者、その他不正行為があった者が行った入札
 - (10) 公告又は本心得書に記載されている事項に違反した入札
 - (11) 入札金額の桁違い等錯誤による入札
 - (12) 電信等による入札
- 10 開札は、公告の場所において、市の指定した入札事務に関係のない職員を立ち会わせて、公開して行います。ただし、開札会場その他の事情により、傍聴人の数を制限することがあります。
- 11 入札の回数は1回とし、再度入札は行いません。
- 12 開札の結果、市の予定価格（最低売却価格）以上で、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上いる場合には、開札後、指定する日時及び場所において、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者がいるときは、市の指定した入札事務に関係のない職員がくじを引きます。
- 13 落札者が、落札決定日から10日以内に売買契約を締結しない場合又は正当な理由なく契約の締結をしない場合は、その落札は無効となり、入札保証金は佐倉市に帰属することになります。ただし、市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではありません。
- 14 落札者は、売買契約の際に、契約保証金として、契約金額の100分の10以上（円未満切上げ）の金額を納めなければなりません。
- 15 落札者は、売買代金から契約保証金を除いた金額を、市が交付する納入通知書に記載された期日までに納めなければなりません。
- 16 契約保証金は、前項の金額を納入期限までに完納したときに、売買代金の一部に充当します。ただし、前項の金額を納入期限までに完納しないとき、又は土地の引渡までに市有財産（土地）売買契約書第18条第1項又は第2項により契約を解除したときは、契約保証金は、佐倉市に帰属します。ただし、市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではありません。
- 17 本心得書に定めのない事項は、すべて地方自治法、同法施行令及び佐倉市財務規則の定めるところによって処理します。

市有財産（土地）売買契約書（案）

売出人佐倉市（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により土地の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買土地）

第2条 甲は、その所有する次の土地（以下「売買土地」という。）を現状有姿のまま乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

土地の所在	地 番	地 目 (現 況)	登記地積	実測値 (3筆合計)
佐倉市中志津一丁目	9 8 3 番 4 8	山 林 (宅 地)	1 3 6 m ²	2 4 0 3. 5 0 m ²
佐倉市中志津一丁目	9 8 5 番 9 0	宅 地 (宅 地)	1 0 4 3. 5 0 m ²	
佐倉市中志津一丁目	9 8 6 番 1 4	宅 地 (宅 地)	1 1 6 8. 4 1 m ²	

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約を締結するにあたり、契約保証金として金 円を甲に納付するものとする。

2 前項の契約保証金には、利子を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、第18条第3項及び第21条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

4 乙が、売買土地の売り払い入札参加に伴う入札保証金を甲に納入しているときは、甲において第1項の契約保証金の一部に充当するものとする。

（売買代金の納入期限）

第5条 乙は、売買代金から乙が既に納付した契約保証金を除く金額を、甲が発行する納入通知書により、この契約の締結日から50日以内（50日目が佐倉市の休日に関する条例（平成元年佐倉市条例第13号）第1条第1項に定める市の休日の場合は、その直後の市の休日でない日）に一括して佐倉市指定（収納代理）金融機関に納入するものとする。

（契約保証金の充当）

第6条 契約保証金は、前条に定める金額の支払を完了したときに、甲において売買代金の一部に充当するものとする。

（契約保証金の帰属）

第7条 甲は、乙が第5条の指定日までに売買代金の支払を完了しないとき又は売買土地の引渡しまでに第18条第1項又は第2項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、甲に帰属する。ただし、甲がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

(遅延利息)

第8条 乙は、売買代金と契約保証金との差額（以下「差額代金」という。）を納期限までに納入できないときは、あらかじめ甲に届け出、その承認を得るものとする。

2 乙は、差額代金を納期限までに納入しないときは、納期限の翌日から納入した日までの日数につきその金額に年2.5%の率（年当たりの率は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。）を乗じて計算した額を遅延利息（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）として、甲の発行する納入通知書により、一括して納入しなければならない。ただし、遅延利息の金額が100円未満であるときは、これを支払うことを要しない。（所有権の移転及び売買土地の引渡し）

第9条 売買土地の所有権は、乙が売買代金の支払を完了したときに、甲から乙へ移転するものとする。

2 前項の規定により所有権が移転したときに現況のまま売買土地の引渡しがあったものとする。
3 乙は、売買土地の引渡しを受けたときは、甲の定めるところにより、受領書を甲に提出しなければならない。
4 乙は、売買土地に含まれる工作物等が現状有姿のまま引渡されることを十分に理解し、これを使用、管理する場合において必要となる修繕や整備、安全性の確保については自らの負担と責任において行うものとする。

(所有権の移転登記等)

第10条 乙は、前条第1項の規定により売買土地の所有権移転が行われた後、速やかに、甲に対し所有権移転の登記を請求するものとする。

2 甲は、前項の乙の請求により、遅滞なく所有権移転の登記を所轄法務局に嘱託するものとする。
3 売買土地の所有権移転の登記に必要な登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。（公租公課の負担）

第11条 売買代金の支払完了日以降における売買土地の公租公課については、乙の負担とする。

(危険負担)

第12条 乙は、この契約締結後売買土地の引渡しまでにおいて、甲乙双方の責めに帰することのできない事由により売買土地に滅失、又はき損等の損害が生じ、甲が売買土地を引き渡すことができなくなったときは、売買代金を納付しないことができる。

2 前項の場合、甲又は乙は、本契約を解除することができる。
3 乙は、前項の規定により本契約が解除されたときは、甲に対し、当該解除を理由とした損害賠償を請求することができない。
4 甲は、第2項の規定により本契約が解除されたときは、受領済みの売買代金又は契約保証金を乙に返還するものとする。
5 前項の返還金は利子を付さない。
6 甲は、第2項の規定により本契約が解除されたときは、乙が負担した契約等に要した費用は返還しない。
7 甲は、第2項の規定により本契約が解除されたときは、乙が売買土地に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(契約不適合責任)

第13条 乙は、本契約締結後、売買土地が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であっても、甲に対し売買土地の修補の請求、売買代金減額の請求、損害賠償の請求又は契約解除、その他一切の

請求をすることができない。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合には、甲に対し、売買土地の引渡し後1年以内に契約不適合である旨を通知したものに限り、当該契約不適合に係る代金減額のみを請求できる。

- 2 甲の、前項における代金減額の上限は、売買代金の額を限度とする。
- 3 第1項に規定する通知が所定の期間内になされた場合において、本契約を締結した目的が達せられないときは、乙は、本契約を解除することができる。ただし、乙は甲に対し、当該解除を理由とした損害賠償を請求することができない。
- 4 甲は、前項の規定により本契約が解除されたときは、受領済みの売買代金又は契約保証金を乙に返還するものとする。
- 5 前項の返還金は利子を付さない。
- 6 甲は、第3項の規定により本契約が解除されたときは、乙が負担した契約等に要した費用は返還しない。
- 7 甲は、第3項の規定により本契約が解除されたときは、乙が売買土地に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。
- 8 次の各号の一に該当するときは、甲は、契約不適合の責任を負わないものとする。
 - (1) 本条の契約不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるとき。
 - (2) 乙が、本契約締結時に本条における契約不適合を知っていたとき。
- 9 前条の内容については、本条の契約不適合に該当しないものとする。

（境界の疑義）

第14条 乙は、売買土地の境界について疑義が生じた場合は、自己においてその措置を講ずるものとする。また、所有権移転後において境界確認書等を要する場合についても自己において処理するものとする。

（利用の制限）

第15条 乙は、本契約の締結日から10年間、次の用途に使用させてはならないものとする。

- (1) 売買土地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることに指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供すること。
- (2) 売買土地を無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所その他これに類するものの用に供すること。
- (3) 売買土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、及び第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供すること。
- (4) 第1号、第2号又は第3号の用に供されることを知りながら、売買土地の所有権を第三者に移転し、又は売買土地にかかる賃借権、使用賃借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を第三者に取得させること。

（実地調査等）

第16条 甲は、前条に定める義務の履行状況を確認するため、必要があると認めるときは、売買土地を実地に調査し、又は乙から所要の報告を求めることができる。

- 2 乙は、甲から要求があるときは、売買土地について利用状況を確認することができる資料を添えて売買土地の利用状況等を甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、正当な理由なく前2項に定める実地調査等を拒み、妨げ若しくは忌避し、

又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第17条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 第15条に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する額

(2) 前条に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の10に相当する額

2 前項の違約金は、第18条第3項及び第21条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第18条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しない場合において、甲が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、甲は、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りはでない。

2 甲は、乙が第15条の規定に違反したとき又は乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告なしに本契約を解除することができるものとする。

(1) 法人など(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合は、役員、支店又は営業所の代表者その他経営に実質的に関与している者を、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。)が暴対法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 乙は、甲が前項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

4 甲は、第1項又は第2項の規定により本契約を解除したときは、これにより乙に生じた損害について、何らの賠償又は補償をすることを要しない。

5 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由のものであるときは、甲は第1項本文の規定による契約の解除をすることができない。

(契約解除に伴う返還金等)

第19条 甲は、前条の規定により本契約を解除したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、第7条の規定により契約保証金を甲に帰属させる場合は、受領済みの売買代金から第4条第1項に定める契約保証金の額を差し引いた金額を返還するものとする。

2 前項の返還金は利子を付さない。

3 甲は、前条の規定により本契約を解除したときは、乙の負担した契約等に要した費用は返還しない。

4 甲は、前条の規定により本契約を解除したときは、乙が売買土地に支出した必要費、有益費、その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務等)

第20条 乙は、第18条の規定により本契約が解除されたときは、甲の指定する日までに、乙の負担において売買土地を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が当該売買土地を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項の規定により売買土地を甲に返還するときは、甲の指定する日までに当該売買土地の所有権移転登記の抹消登記等に必要な書類等を甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により返還された売買土地において、乙所有の残置物があるときは、その所有権を放棄したものとみなし、甲において当該残置物を処分しても異議を述べることはできない。

(損害賠償)

第21条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰すべき事由がないときは、この限りではない。

(返還金の相殺)

第22条 甲は、第19条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第17条第1項に定める違約金又は第18条第3項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払う義務があるときは、返還する代金の全部又は一部と相殺することができる。

(契約等の費用)

第23条 この契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第24条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第25条 この契約に関する訴訟は、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲	住所又は所在地	千葉県佐倉市海隣寺町97番地	
	氏名又は商号名称	佐倉市	
	及び代表者職氏名	市長	印

乙	住所又は所在地		
	氏名又は商号名称		
	及び代表者職氏名		印

暴力団排除に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

(関係機関への照会)

第2条 佐倉市（以下「甲」という。）は、契約からの暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定するものをいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。）の排除を目的として、必要と認める場合には、契約の相手方（以下「乙」という。）に対して、乙の役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与している者をいう。）についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。

2 甲は、乙から提供された情報を管轄の警察署に提供することができる。

3 乙は、甲が前項に基づき警察署へ情報の提供をすることについて、承諾するものとする。

(契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第3条 乙は、自らが、暴力団又は暴力団員から契約の適正な履行の妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに甲に通知するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲及び管轄の警察署と協力して、契約の履行の妨害又は不当要求の排除対策を講じなければならない。

(遵守義務違反)

第4条 甲は、乙が前条に違反した場合は、佐倉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成4年5月1日施行）の定めるところにより、指名停止の措置を行う。

物 件 調 書

		権	利	所 有 権
土 地 の 表 示	佐倉市中志津一丁目 9 8 3 番 4 8	地	目	山 林
	佐倉市中志津一丁目 9 8 5 番 9 0			宅 地
	佐倉市中志津一丁目 9 8 6 番 1 4			宅 地
住 居 表 示	有（自治人権推進課へお問合せください）	形	状	明細図のとおり
地 積	（合計登記地積）2,347.91 m ² （用地実測図）2,403.50 m ²			
接 面 道 路 の 幅 員 及 び 構 造	北側で幅員約 5 m の舗装市道、東側で幅員約 5 . 1 m の舗装市道（いずれも建築基準法第 4 2 条第 1 項第 1 号道路）に接面している。			
都市計画法・ 建築基準法に 基づく制限	区域区分	市街化区域		
	用 途 地 域	第一種低層住居専用地域		
	建ぺい率	指定建ぺい率 5 0 %		
		詳細は建築指導課にお問い合わせください		
	容積率	指定容積率 1 0 0 %		
		前面道路による基準容積率 建築指導課にお問い合わせください		
そ の 他 の 制 限	○建築基準法第 2 2 、 2 3 条区域 ○絶対高さ 1 0 m ○都市再生特別措置法に基づく佐倉市立地適正化計画区域内の居住誘導区域内（ただし、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域）、土砂災害警戒区域、土砂災害防止法の基礎調査予定箇所を除く）及び都市機能誘導区域外 ○景観法・景観条例上の佐倉市景観計画区域 ○斜線制限（道路及び北側斜線制限）（建築指導課にお問い合わせください） ○日影規制（建築指導課にお問い合わせください） ○宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域内 ○5 0 0 m ² 以上の開発行為や中高層建築物の建築を行うときは、都市計画法や関連条例の手続きが必要になる場合があります（市街地整備課へお問い合わせください）			
所有権を制限する権利設定		無		
私道の負担等に関する事項	私道負担の有無	無	負担の内容	—
	道路後退の有無	無	負担の内容	—

供 給 施 設 の 整 備 状 況	供給施設		事業所名	電話番号
	電 気	可	東京電力エナジーパートナー（株）	0120-99-5001
	上 水 道	可	佐倉市上下水道部	043-485-1191
	下 水 道	可	佐倉市上下水道部	043-485-1191
	ガ ス	－	角栄ガス（株）千葉サービスセンター	043-487-0802
交 通 機 関 (現地まで)	鉄 道	京成本線志津駅から約 1， 1 0 0 m 徒歩約 1 5 分		
公 共 施 設 (現地から)	市 役 所	志津市民プラザ	物件の北西方 約 1． 0 k m	
	小 学 校	佐倉市立下志津小学校	物件の南東方 約 0． 7 k m	
	中 学 校	佐倉市立上志津中学校	物件の南方 約 0． 8 k m	
◎ 参 考 事 項 （物件の現況、法令上の制限等に関する特記事項）				
・ 本物件は 3 筆一体の売却であり、実測値（用地実測図参照）による売却である。 ・ 本物件の北側道路との接道箇所は高低差が 0 m～約 1． 6 m である。東側道路との高低差は 0 m～約 1． 8 m である。敷地内は北側（ 9 8 5 番 9 0 ）と南側（ 9 8 6 番 1 4 ）の土地の高低差は約 2 m であり、敷地の中央（ 9 8 3 番 4 8 ）付近にはスロープと擁壁、柵、門柱、階段等が設置されている。 ・ 本物件の北側と南側の土地は、ほぼ平地である。 ・ 本物件の前面道路には、上水道及び下水道（汚水）が配管されており、本物件北側（ 9 8 5 番 9 0 ）には上水道の引込管ある。詳細は佐倉市上下水道部に確認すること。なお、使用可能状況や経年劣化等による影響は未確認であり、これらの上下水道設備の補修、修繕、改修、撤去、再築造、移設等に係る費用負担については、全て買受人の負担とする。 ・ 都市ガスの配管状況等については未確認であり、その確認及び引込み等に係る費用等については全て買受人の負担とする。 ・ 水道加入負担金を要す。下水道受益者負担金は不要。詳細は買受人において佐倉市上下水道部に確認すること。 ・ 本物件は過去に佐倉市立志津保育園の敷地として利用されていた。 ・ 本物件の南側及び西側の隣接地は佐倉市公園緑地課が所管する緑地であり、緑地内に植生する樹木の枝葉や草の一部が本物件に越境している。また、本物件に植生する樹木の枝葉や草の一部が隣接地（民地・緑地・道路）に越境している。なお、これら越境状態の是正等に係る関係者との調整や費用等については全て買受人の負担とする。 ・ 本物件の南側は、道路に接していない。 ・ 本物件北側（ 9 8 5 番 9 0 ）の西側及び南側には、本物件造成時に設置されたと推測される一体の間知ブロックがあり、隣接地との境界標では、西側の間知ブロックは隣接（民地）地権者の所有で、南側の間知ブロックは本物件内に属する。				

・本物件において、隣接地との地形の関係上、本物件の一部が千葉県建築基準法施行条例第4条の適用範囲になる可能性があるが、確認等については全て買受人の負担とする。
・本物件の地表には、門柱や門扉、コンクリートたたき・階段、フェンス、間知ブロック、柵、土留め、U字溝などの工作物の他、樹木や草、切り株、ガラなどがある。これらの除去や補修等に係る費用等は全て買受人の負担とする（概要図参照）。 ・本物件内の工作物等の基礎部分については、掘削等での確認は行っていないため、隣接地への越境状況は不明である。なお、越境している場合であっても本物件は現状有姿での売却であり、これらの是正等に係る関係者との調整や費用等については全て買受人の負担とする。
・本物件には、一部施錠していない箇所があり、許可なく使用（ドッグラン、通り抜けなど）されている。また、柵やフェンス等工作物の中には設置者・所有者が不明なものもあるため、本物件内の工作物を撤去等する場合や、本物件を造成等する場合は、事前に周知するなどしてトラブル防止に努めること。なお、これらに係る費用等については全て買受人の負担とする。
・本物件において、土壌汚染調査、放射線量の測定等の放射性物質に関する調査は未実施である。
・本物件において、地下埋設物等の調査は未実施である。
・本調書の記載の有無に関わらず、全て現状有姿による引き渡しとする。
・図面その他記載事項と現況が異なる場合には、現況を優先する。
・土地の開発等（建物を含む。）に当たっては、都市計画法や建築基準法、その他の各法令及び条例等により、規制や指導等がなされる場合があるため、詳細は買受人において各関係部署に確認すること。

案 内 図

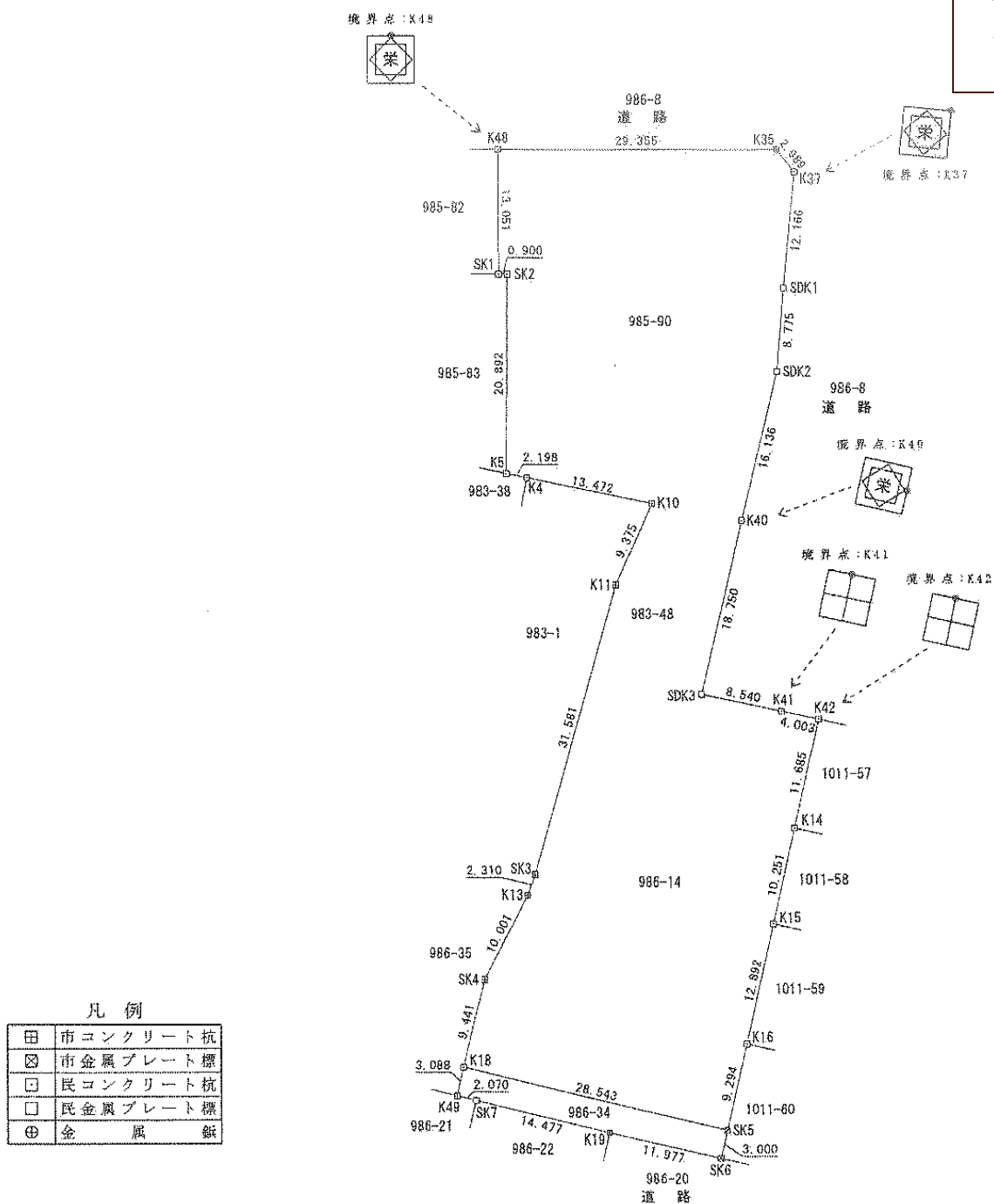
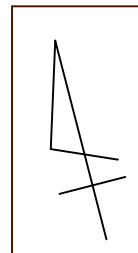
千葉県佐倉市中志津一丁目983番48 外2筆



※ 現在の周辺状況と異なる場合があります。

明 細 図

千葉県佐倉市中志津一丁目 9 8 3 番 4 8 外 2 筆

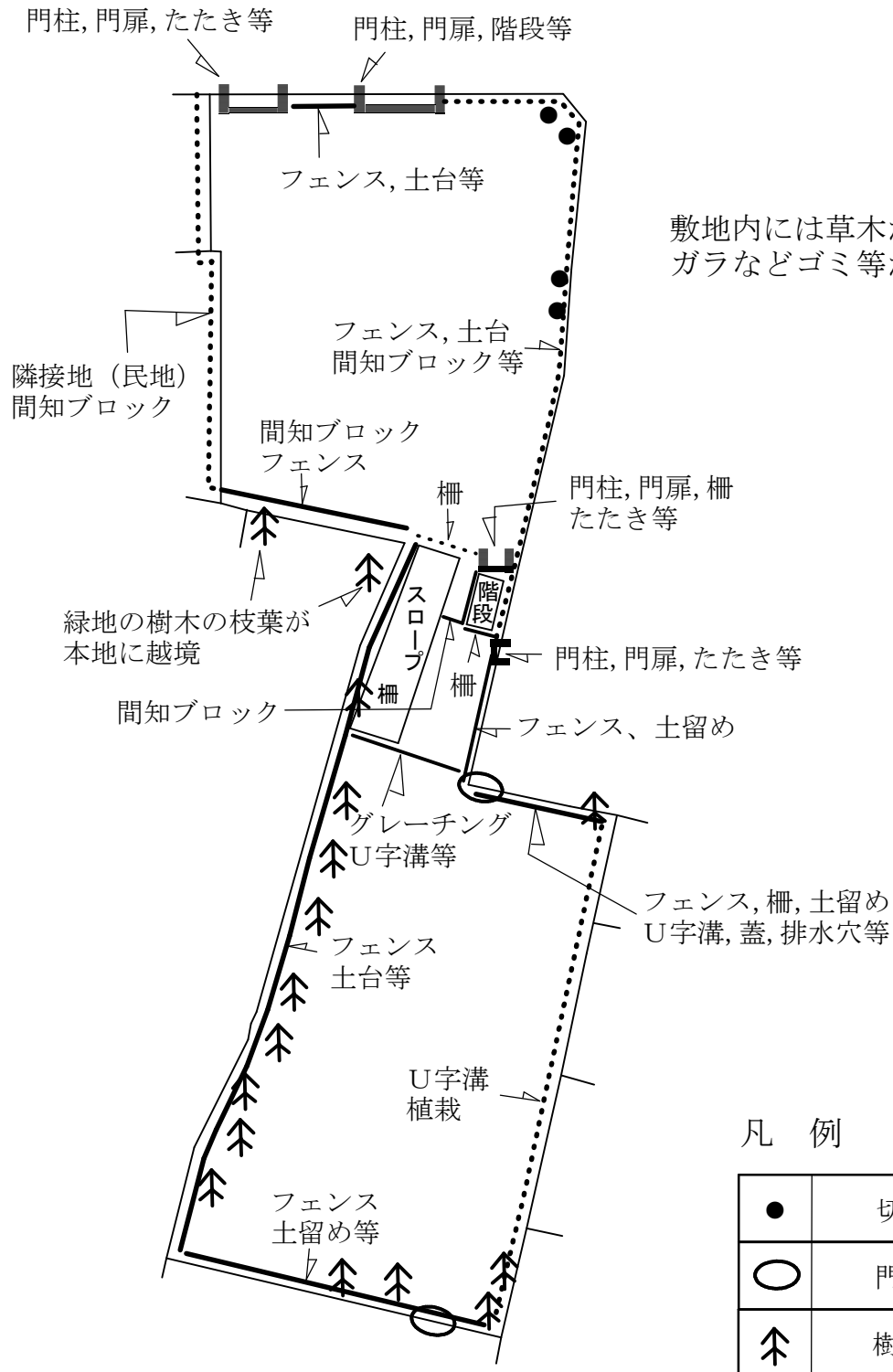


※ 用地実測図をもとに作成。

※ 現況と異なる場合があります。

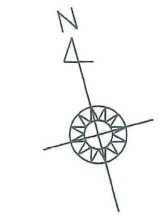
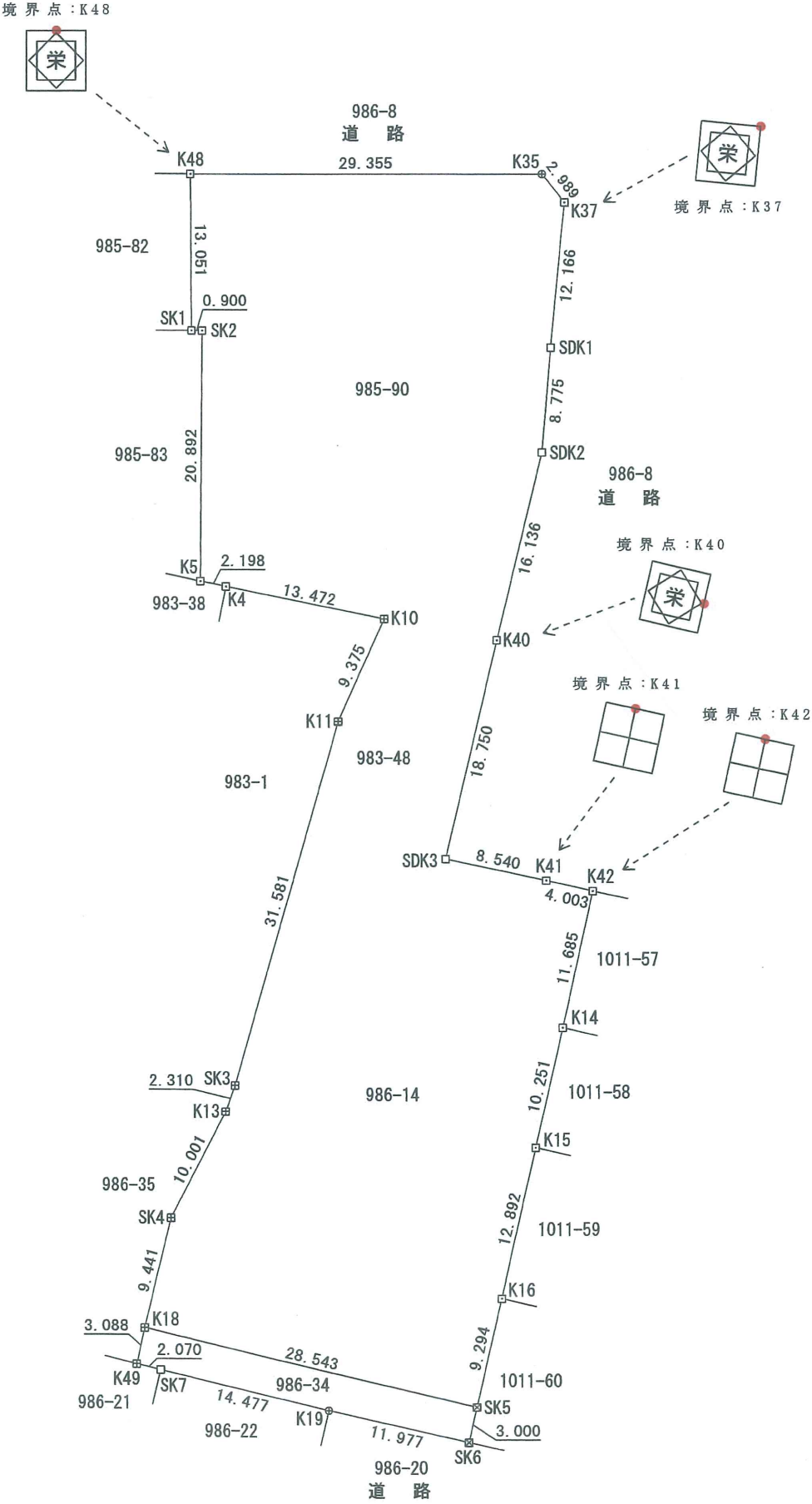
概 要 図

千葉県佐倉市中志津一丁目 9 8 3 番 4 8 外 2 筆



※ 現況と異なり、概要図には表示されない場合があるため、
現地を確認すること。

用地実測図
佐倉市中志津一丁目



座標求積表

地番	983-48・985-90・986-14			
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
K48	-31942.223	28855.306	-143093.462454	13.051
SK1	-31954.838	28851.959	-370805.377068	0.900
SK2	-31955.075	28852.828	-587270.461112	20.892
K5	-31975.192	28847.188	-608791.055552	2.198
K4	-31976.179	28849.152	-203040.331776	13.472
K10	-31982.230	28861.189	-383998.119645	9.375
K11	-31989.484	28855.249	-989908.172194	31.581
SK3	-32016.536	28838.953	-834310.910290	2.310
K13	-32018.414	28837.607	-266661.351929	10.001
SK4	-32025.783	28830.845	-450539.614815	9.441
K18	-32034.041	28826.268	-630228.697284	28.543
SK5	-32047.646	28851.361	-155826.200761	9.294
K16	-32039.442	28855.729	565370.298297	12.892
K15	-32028.053	28861.771	590165.493408	10.251
K14	-32018.994	28866.570	560011.458000	11.685
K42	-32008.653	28872.012	351892.082256	4.003
K41	-32006.806	28868.460	166282.329600	8.540
SDK3	-32002.893	28860.869	589310.084111	18.750
K40	-31986.387	28869.765	884656.208895	16.136
SDK2	-31972.250	28877.545	646394.967280	8.775
SDK1	-31964.003	28880.545	566925.098350	12.166
K37	-31952.620	28884.840	407969.480160	2.989
K35	-31949.879	28883.646	300303.267462	29.355
			倍面積	4807.012939
			面積	2403.5064695
			地積	2403.50 m ²
			坪数	727.058

凡例

田	市コンクリート杭
☒	市金属プレート標
□	民コンクリート杭
□	民金属プレート標
⊕	金属鉚

縮尺

1/500

【記載例】

入札参加申込書兼入札保証金提出書

提出日を記入

令和 ○年 ○月○○日

(宛先) 佐倉市長 西田 三十五

入 札 参 加 申 込 書

入 札 者	住所又は 所在地	〒	書き損じ等のためにも、あらかじめ様式をコピーしておくことをお勧め します。 本書と領収書は片面にて提出してください。(両面コピーは不可)	
	(フリガナ) 氏名又は商号 名称及び 代表者職氏名			
共 有 者	住所又は 所在地	〒	電話	次ページの記載方法を参 照の上、記入してくださ い。
	(フリガナ) 氏名又は商号 名称及び 代表者職氏名			

(注) 1. 共有者がいる場合には、各々の持分割合を氏名(法人の場合は、商号名称及び代表者職氏名)の後ろに記入すること。

2. 「入札者」「共有者」「代理人」欄に使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑とすること。

代 理 人	住所又は 所在地	〒	電話	() -
	(フリガナ) 氏名又は商号 名称及び 代表者職氏名			印

下記市有地売却一般競争入札に参加したく、地方自治法、同法施行令及び佐倉市財務規則を遵守し、市有地売却一般競争入札案内書、市有財産(土地)売買契約書、入札公告及び物件調書(明細図及び概要図を含む。)を熟読し、十分に理解した上で当該物件に係る入札に参加申込みをいたします。

なお、別紙誓約書に記載した内容に虚偽があり、又は誓約に反したことにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

【入札物件】

開札日	土地の所在
令和7年10月23日	佐倉市中志津一丁目983番48 外2筆

入 札 保 証 金

¥マークを忘れずに記入してください。
入札金額は、入札保証金額の20倍が限度
です。

【入札保証金額(振込金額)】

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	3	0	0	0	0	0	0

- (注) 1. 金額の数字は算用数字を用い、頭に「¥」の記号を記入すること。
2. 佐倉市指定(収納代理)金融機関で入札保証金を振り込んだ際に受け取った納付書兼領収書の写しを貼付欄に貼り付けること。

入札参加申込書記載方法

●単独（個人）で参加する場合

入 札 者	住所又は 所在地	〒285-8501 佐倉市海隣寺町9 7 番地	電話	(043) 484 - 0942
	(フリガナ) 氏名又は商号 名称及び 代表者職氏名	サクラ タロウ 佐倉 太郎  (印鑑証明書に登録した印鑑)		

●単独（法人）で参加する場合

入 札 者	住所又は 所在地	〒285-8501 佐倉市海隣寺町9 7 番地	電話	(043) 484 - 0942
	(フリガナ) 氏名又は商号 名称及び 代表者職氏名	○○○○カブシキガイシャ ダイヒョウトリシマリヤク サクラ タロウ ○○○○株式会社 代表取締役 佐倉 太郎  (印鑑証明書に登録した印鑑)		

●共有を希望する場合（共同入札の場合）（持分割合を明記してください。）

入 札 者	住所又は 所在地	〒285-8501 佐倉市海隣寺町9 7 番地	電話	(043) 484 - 0942
	(フリガナ) 氏名又は商号 名称及び 代表者職氏名	サクラ タロウ 佐倉 太郎 持分 2 / 3  (印鑑証明書に登録した印鑑)		
共 有 者	住所又は 所在地	〒285-8501 佐倉市海隣寺町9 8 番地	電話	(043) 484 - 6110
	(フリガナ) 氏名又は商号 名称及び 代表者職氏名	サクラ ジロウ 佐倉 次郎 持分 1 / 3  (印鑑証明書に登録した印鑑)		

●代理人をたてる場合

入 札 者	住所又は 所在地	〒285-8501 佐倉市海隣寺町9 7 番地	電話	(043) 484 - 0942
	(フリガナ) 氏名又は商号 名称及び 代表者職氏名	サクラ タロウ 佐倉 太郎  (印鑑証明書に登録した印鑑)		

代 理 人	住所又は 所在地	〒285-8501 佐倉市海隣寺町9 9 番地	電話	(043) 484 - 1111
	(フリガナ) 氏名又は商号 名称及び 代表者職氏名	サクラ サブロウ 佐倉 三郎  (印鑑証明書に登録した印鑑)		

※代理人をたてる場合は、入札者、代理人ともに押印をお願いいたします。

(注)

- 1 入札参加申込書の住所・氏名（法人の場合は、所在地・商号名称及び代表者職氏名）は、正確に記入してください。省略したり誤っていた場合は、入札が無効となる場合があります。
- 2 「入札者」「共有者」「代理人」欄に使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑となります（法人の場合は、法人の代表者印）。

【記載例】

入札参加申込書兼入札保証金提出書

納付書兼領収書の写し 貼付欄

この欄に、納付書兼領収書の写しを貼り付けてください。

入札参加申込書兼入札保証金提出書と領収書写しは片面にて提出してください。
(両面コピーは不可)

様式第17号（その1）
令和7年度

この領収書を必ず受け取り、写しを、入札参加申込書兼入札保証金提出書の貼付欄に貼り付けてください。
(31ページ参照)

7号（その2）
年度 佐倉市

納付書兼領収書

原 符

納入者	佐倉市海隣寺町97番地 佐倉 太郎 様
-----	------------------------

納入者	佐倉市海隣寺町97番地 佐倉 太郎 様
-----	------------------------

会計	30歳入歳出外現金
----	-----------

会計	30歳入歳出外現金
----	-----------

款項目節細節 細々事業	11保証金 01保証金
----------------	----------------

款項目節細節 細々事業	11保証金 01保証金
----------------	----------------

金額	3,000,000円
----	------------

金額	3,000,000円
----	------------

内容	(土地の売払い：佐倉市中志津 83番48 外2筆)
----	------------------------------

内容	入札保証金（土地の売払い：佐倉市中志津 一丁目983番48 外2筆）
----	---------------------------------------

入札者の住所及び氏名（法人の場合は、所在地及び商号名称及び代表者職氏名）を3ヶ所に記入してください。
なお、共有者がいる場合は、入札参加申込書兼入札保証金提出書に記載した入札者（代表者）の方の住所及び氏名（法人の場合は、所在地及び商号名称及び代表者職氏名）を記入してください。

入札参加申込書兼入札保証金提出書に記載した入札保証金額と同じ金額を3ヶ所に記入してください。

年 月 日

領収日付印

上記のとおり領収しました

(納付者保管)

取扱金融機関保管

様式第17号（その3）
令和7年度 佐倉市

収納済通知書

納入者	佐倉市海隣寺町97番地 佐倉 太郎 様
-----	------------------------

会計	30歳入歳出外現金
----	-----------

款項目節細節 細々事業	11保証金 01保証金
----------------	----------------

金額	3,000,000円
----	------------

内容	入札保証金（土地の売払い：佐倉市中志津 一丁目983番48 外2筆）
----	---------------------------------------

担当課 010950 契約検査課

納付期限 令和7年 9月30日

佐倉市会計管理者 宛

領収日付印

上記のとおり収納しましたので
通知します。

取りまとめ店→指定金融機関→佐倉市

【記載例】 入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

(宛先) 佐倉市長 西田 三十五

(申請者)

住所又は 所在地	〒285-8501 佐倉市海隣寺町97番地	電話	(○○○) △△△ - □□○○
(フリガナ) 氏名又は商号 名称及び 代表者職氏名	サクラ タロウ 佐倉 太郎		



- (注) 1. 申請者は、入札参加申込書の入札者と同一であること。
2. 使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑（法人の場合は、法人の代表者印）とすること。

金 3, 000, 000 円

入札参加申込書兼入札保証金提出書に記載した入札保証金額と同じ金額を記入してください。

入札物件である、佐倉市中志津一丁目983番48 外2筆 が落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、納付した入札保証金を下記口座に振り込んでください。

振込先金融機関	金融機関	○○○		銀行・信用金庫・信用組合・農協・労働金庫						
		○△○		本店・支店・支所・営業部						
	預金の種類	普通・当座	口座番号 (右詰めで記入)		1	2	3	4	5	6
	口座名義人	(フリガナ) サクラ タロウ 佐倉 太郎								

- (注) 1. 口座名義人は、入札参加申込書の入札者と同一であること。
2. ゆうちょ銀行の口座を指定する場合は、振込用の店名(数字)・口座番号・預金種目を記入すること。

【記載例】

誓

約

書

私は、令和7年10月23日に執行される下記市有地売却一般競争入札に参加するに際して、次の事項を誓約します。

また、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

なお、入札参加資格の確認をするため、佐倉市が千葉県警察本部に照会することについて同意します。

- 1 私は、入札公告文中の入札に参加することができない方の事項に該当する者ではありません。
- 2 私は、貴市の公有財産を落札した場合は、売買契約の締結日から10年間、次の用途には供しません。また、次の用途に供されることを知りながら、落札した物件の所有権を第三者に移転し、又は貸し出し、使用させることはいたしません。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途。

(2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成31年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所その他これに類するものの用に供すること。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和53年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、及び第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供する用途。

記

入札物件

土地の所在
佐倉市中志津一丁目983番48 外2筆

令和 ○年 ○月○○日

作成日を記入してください。

(宛先) 佐倉市長 西田 三十五

次ページの記載方法を参照の上、記入してください。

住所又は所在地
氏名又は商号名称
及び代表者職氏名

印

誓約書記載方法

●単独（個人）で入札する場合

住所又は所在地
氏名又は商号名称
及び代表者職氏名

佐倉市海隣寺町９７番地

佐倉 太郎



(印鑑証明書に登録した印鑑)

●単独（法人）で入札する場合

住所又は所在地
氏名又は商号名称
及び代表者職氏名

佐倉市海隣寺町９７番地

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 佐倉 太郎



(印鑑証明書に登録した印鑑)

●共有を希望する場合（共同入札の場合）

- ・ 共有者全員分の提出が必要です。

住所又は所在地
氏名又は商号名称
及び代表者職氏名

佐倉市海隣寺町９７番地

佐倉 太郎



(印鑑証明書に登録した印鑑)

- (注) 1 誓約書に使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑（法人の場合は、法人の代表者印）となります。
- 2 代理人をたてる場合も、入札参加者本人の住所・氏名等を記入してください。（代理人の住所・氏名等ではありません。）

【記載例】

書き損じのためにも、あらかじめ複数のコピーをしておくことをお勧めします。

入 札 書

日付は、入札書作成日を記入してください。

令和 ○年 ○月○○日

(宛先)佐倉市長 西田 三十五

次ページの記載方法を参照の上、記入してください。

入札者 住所又は所在地
氏名又は商号名称
及び代表者職氏名

印

代理人 住所又は所在地
氏名又は商号名称
及び代表者職氏名

印

地方自治法、同法施行令及び佐倉市財務規則を遵守し、入札及び契約に関する事項を承認の上、下記の金額をもって入札します。

¥マークを忘れずに記入してください。
入札金額は、入札保証金額の20倍が限度です。

記

入 札 金 額

拾億	億	千万	万	拾万	万	千	百	拾	円
	¥	6	0	0	0	0	0	0	0

入札物件

土地の所在
佐倉市中志津一丁目983番48 外2筆

- (注) 1. 使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑とすること（法人の場合は、法人の代表者印）。ただし、代理人が入札する場合は、入札者欄に申込人（委任者）の事項を記入（押印は不要）し、代理人欄に代理人の事項を記入の上、印鑑証明書に登録された印鑑を押印すること。
2. 金額の数字は、算用数字を用い、頭に「¥」の記号を記入すること。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

入札書記載方法

●単独で入札する場合

(1) 本人（個人）が入札

入札者	住所又は所在地 氏名又は商号名称 及び代表者職氏名	佐倉市海隣寺町97番地 佐倉 太郎 (印) (印鑑証明書に登録した印鑑)
代理人	住所又は所在地 氏名又は商号名称 及び代表者職氏名	

(2) 本人（法人）が入札

入札者	住所又は所在地 氏名又は商号名称 及び代表者職氏名	佐倉市海隣寺町97番地 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 佐倉 太郎 (印) (印鑑証明書に登録した印鑑)
代理人	住所又は所在地 氏名又は商号名称 及び代表者職氏名	

(3) 代理人が入札

入札者	住所又は所在地 氏名又は商号名称 及び代表者職氏名	佐倉市海隣寺町97番地 佐倉 太郎
代理人	住所又は所在地 氏名又は商号名称 及び代表者職氏名	佐倉市海隣寺町98番地 佐倉 次郎 (印) (印鑑証明書に登録した印鑑)

●共有で入札する場合（持分割合を明記してください。）

(1) 本人（共有者全員）が入札

入札者	住所又は所在地 氏名又は商号名称 及び代表者職氏名	佐倉市海隣寺町97番地 佐倉 太郎 持分2/3 (印) (印鑑証明書に登録した印鑑)
代理人	住所又は所在地 氏名又は商号名称 及び代表者職氏名	佐倉市海隣寺町98番地 佐倉 次郎 持分1/3 (印) (印鑑証明書に登録した印鑑)

(2) 代理人が入札

入札者	住所又は所在地 氏名又は商号名称 及び代表者職氏名	佐倉市海隣寺町97番地 佐倉 太郎 持分2/3 佐倉市海隣寺町98番地 佐倉 次郎 持分1/3
代理人	住所又は所在地 氏名又は商号名称 及び代表者職氏名	佐倉市海隣寺町99番地 佐倉 三郎 (印) (印鑑証明書に登録した印鑑)

- (注) 1 住所・氏名（法人の場合は、所在地・商号名称及び代表者職氏名）は、正確（印鑑証明書記載のとおり。）に記入してください。省略したり誤っていた場合は、入札が無効となる場合があります。
- 2 「入札者」「代理人」欄に使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑（法人の場合は、法人の代表者印）となります。

【記載例】

委 任 状

代 理 人

(住所又は所在地)

(氏名又は商号名称及び代表者職氏名)

(電話番号)

次ページの記載方法を参照の上、記入してください。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇
△△△—△△△—△△△△

代理人使用印

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

令和7年10月23日に執行される下記市有地売却一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

入札物件

土地の所在
佐倉市中志津一丁目983番48 外2筆

令和 〇年 〇月〇〇日

作成日を記入してください。

(宛先) 佐倉市長 西田 三十五

委任者 住所又は所在地
氏名又は商号名称
及び代表者職氏名

次ページの記載方法を参照の上、記入してください。

印

(注)

1. 印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑（法人の場合は、法人の代表者印）を使用してください。
2. 代理人の必要な添付書類は、以下の通りです。

- ・代理人が個人の場合：住民票（※1）及び印鑑証明書（それぞれ発行日から3か月以内のもの）
- ・代理人が法人の場合：登記事項証明書（※2）及び印鑑証明書

（それぞれ発行日から3か月以内のもの）

※1 住民票は、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものになります。

※2 登記事項証明書は、現在事項証明書または履歴事項証明書に限ります。

委任状記載方法

【委任者】

●単独（個人）による委任の場合

住所又は所在地
氏名又は商号名称
及び代表者職氏名

佐倉市海隣寺町97番地

佐倉 太郎



(印鑑証明書に登録した印鑑)

●単独（法人）による委任の場合

住所又は所在地
氏名又は商号名称
及び代表者職氏名

佐倉市海隣寺町97番地

〇〇〇〇株式会社
代表取締役 佐倉 太郎



(印鑑証明書に登録した印鑑)

●共有を希望する場合（共同入札の場合）（持分割合を明記してください。）

住所又は所在地
氏名又は商号名称
及び代表者職氏名

佐倉市海隣寺町97番地

佐倉 太郎 持分2/3



(印鑑証明書に登録した印鑑)

佐倉市海隣寺町98番地

佐倉 次郎 持分1/3



(印鑑証明書に登録した印鑑)

【代理人】

●代理人が個人の場合

住所又は所在地
氏名又は商号名称
及び代表者職氏名

佐倉市海隣寺町99番地

佐倉 三郎



(印鑑証明書に登録した印鑑)

●代理人が法人の場合

住所又は所在地
氏名又は商号名称
及び代表者職氏名

佐倉市海隣寺町99番地

〇〇△△株式会社
代表取締役 佐倉 三郎



(印鑑証明書に登録した印鑑)

※下記例示のような場合には、代理人をたてる必要はありません。

- ・共有を希望する場合（共同入札の場合）で、入札参加申込書の入札者（代表者）の方が入札関係書類の提出を行う場合。
- ・入札者が法人で、その従業員等が入札書等の持参を行う場合。

（注）使用する印鑑について

- ・使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑（法人の場合は、法人の代表者印）を押印してください。

【記載例】

(1 枚目/全 1 枚)

役 員 等 名 簿

役員等が10名以上いる場合は、本紙をあらかじめコピーのうえ、記載してください。その際には、全枚数がかかるように全枚数と何枚目かを必ず記載してください。

商号又は名称（カナ）	商号又は名称（漢字）	氏名（カナ）	氏名（漢字）	生年月日						
				元号	年	月	日			
コウコウザイサンカブシカイシャ	公有財産株式会社	サクラ タロウ	佐倉 太郎	S	24	8	15	M	千葉県佐倉市海隣寺町97番地	代表取締役
〃	〃	サクラ ハナコ	佐倉 花子	S	34	2	4	F	千葉県佐倉市海隣寺町97番地	取締役

「(株)」などに略さず記載してください。

大正:T
昭和:S
平成:H
で記載してください。

男性:M
女性:F
で記載してください。

都道府県から記載してください。

注意：法人である場合には、役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合には代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者を記載すること。

現在における当法人（当団体）等名簿に相違ありません。

少なくとも全部事項証明書に記載された支店若しくは営業所の長につきましても、記載してください。

令和●●年 ●月●●日

所在地 千葉県佐倉市海隣寺町97番地
商号名称 公有財産株式会社
及び代表者氏名 代表取締役 佐倉 太郎



(注) 使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑とすること。

入札書提出用封筒記載例

※この封筒には入札書のみを入れ、のり付けして封をしてください。

<表>

		入 札 書 提 出 用
(宛先) 佐倉市長 西田 三十五		
入札書在中		
土地の所在	佐倉市中志津一丁目 9 8 3 番 4 8 外 2 筆	
		令和 年 月 日
入札者名	〇〇〇△△△	
※のり付けし、封をしてください。		

※入札者名の欄に押印は必要ありません。

<裏>



(注) 割印の必要はありません。

市有地売却一般競争入札参加申込書等封筒記載例

持参又は郵送により提出してください。郵送の場合は、必ず配達記録が残る書留郵便等で郵送してください。（令和7年9月30日必着）

<表>

1	佐倉市海隣寺町九七番地
0	
5	
8	
5	
8	
2	佐倉市役所 契約検査課 契約班 行
切手	市有地売却一般競争入札参加申込書等在中
配達記録が残る書留郵便等	

<裏>

土地の所在	佐倉市中志津一丁目983番48 外2筆
	開札日時 令和7年10月23日 午前9時40から
住所又は所在地	〇〇市〇〇 △△△番地
氏名又は商号名称	〇〇〇〇

(注)1. 郵便の料金、郵送の手続方法その他については、必ず入札者自身の責任において郵便局などで確認の上、郵送してください。

入札参加申込書兼入札保証金提出書

令和 年 月 日

(宛先) 佐倉市長 西田 三十五

入 札 参 加 申 込 書

入 札 者	住所又は 所在地	〒	電話	()	—
	(フリガナ) 氏名又は商号 名称及び 代表者職氏名	印			
共 有 者	住所又は 所在地	〒	電話	()	—
	(フリガナ) 氏名又は商号 名称及び 代表者職氏名	印			

(注) 1. 共有者がいる場合には、各々の持分割合を氏名（法人の場合は、商号名称及び代表者職氏名）の後ろに記入すること。

2. 「入札者」「共有者」「代理人」欄に使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑とすること。

代 理 人	住所又は 所在地	〒	電話	()	—
	(フリガナ) 氏名又は商号 名称及び 代表者職氏名	印			

下記市有地売却一般競争入札に参加したく、地方自治法、同法施行令及び佐倉市財務規則を遵守し、市有地売却一般競争入札案内書、市有財産（土地）売買契約書、入札公告及び物件調書（明細図及び概要図を含む。）を熟読し、十分に理解した上で当該物件に係る入札に参加申込みをいたします。

なお、別紙誓約書に記載した内容に虚偽があり、又は誓約に反したことにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

【入札物件】

開札日	土地の所在
令和7年10月23日	佐倉市中志津一丁目983番48 外2筆

入 札 保 証 金 提 出 書

【入札保証金額（振込金額）】

億	千 万	百 万	拾 万	万	千	百	拾	円

- (注) 1. 金額の数字は算用数字を用い、頭に「¥」の記号を記入すること。
2. 佐倉市指定（収納代理）金融機関で入札保証金を振り込んだ際に受け取った納付書兼領収書の写しを貼付欄に貼り付けること。

入札参加申込書兼入札保証金提出書

納付書兼領収書の写し 貼付欄

この欄に、納付書兼領収書の写しを貼り付けてください。

入札参加申込書兼入札保証金提出書と領収書
写しは片面にて提出してください。
(両面コピーは不可)

入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

令和 年 月 日

(宛先) 佐倉市長 西田 三十五

(申請者)

住所又は 所在地	〒	電話	() -
(フリガナ) 氏名又は商号 名称及び 代表者職氏名	印		

- (注) 1. 申請者は、入札参加申込書の入札者と同一であること。
2. 使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑（法人の場合は、法人の代表者印）とすること。

金 円

入札物件である、佐倉市中志津一丁目983番48 外2筆 が落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、納付した入札保証金を下記口座に振り込んでください。

振込先金融機関	金融機関			銀行・信用金庫・信用組合・農協・労働金庫							
				本店・支店・支所・営業部							
	預金の種類	普通・当座	口座番号 (右詰めで記入)								
	口座名義人	(フリガナ)									

- (注) 1. 口座名義人は、入札参加申込書の入札者と同一であること。
2. ゆうちょ銀行の口座を指定する場合は、振込用の店名(数字)・口座番号・預金種目を記入すること。

誓 約 書

私は、令和7年10月23日に執行される下記市有地売却一般競争入札に参加するに際して、次の事項を誓約します。

また、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

なお、入札参加資格の確認をするため、佐倉市が千葉県警察本部に照会することについて同意します。

- 1 私は、入札公告文中の入札に参加することができない方の事項に該当する者ではありません。
- 2 私は、貴市の公有財産を落札した場合は、売買契約の締結日から10年間、次の用途には供しません。また、次の用途に供されることを知りながら、落札した物件の所有権を第三者に移転し、又は貸し出し、使用させることはいたしません。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途。

(2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所その他これに類するものの用に供すること。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、及び第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供する用途。

記

入札物件

土地の所在
佐倉市中志津一丁目983番48 外2筆

令和 年 月 日

(宛先) 佐倉市長 西田 三十五

住所又は所在地
氏名又は商号名称
及び代表者職氏名

印

入 札 書

令和 年 月 日

(宛先)佐倉市長 西田 三十五

入札者 住所又は所在地
氏名又は商号名称
及び代表者職氏名

印

代理人 住所又は所在地
氏名又は商号名称
及び代表者職氏名

印

地方自治法、同法施行令及び佐倉市財務規則を遵守し、入札及び契約に関する事項を承認の上、下記の金額をもって入札します。

記

入 札 金 額

拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

入札物件

土地の所在
佐倉市中志津一丁目983番48 外2筆

- (注) 1. 使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑とすること（法人の場合は、法人の代表者印）。ただし、代理人が入札する場合は、入札者欄に申込人（委任者）の事項を記入（押印は不要）し、代理人欄に代理人の事項を記入の上、印鑑証明書に登録された印鑑を押印すること。
2. 金額の数字は、算用数字を用い、頭に「¥」の記号を記入すること。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

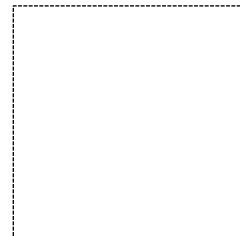
委 任 状

代 理 人

(住所又は所在地)

(氏名又は商号名称及び代表者職氏名)

代理人使用印



(電話番号)

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

令和7年10月23日に執行される下記市有地売却一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

入札物件

土地の所在
佐倉市中志津一丁目983番48 外2筆

令和 年 月 日

(宛先) 佐倉市長 西田 三十五

委任者 住所又は所在地
氏名又は商号名称
及び代表者職氏名

印

(注)

1. 印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑（法人の場合は、法人の代表者印）を使用してください。
2. 代理人の必要な添付書類は、以下の通りです。

- ・代理人が個人の場合：住民票（※1）及び印鑑証明書（それぞれ発行日から3か月以内のもの）
- ・代理人が法人の場合：登記事項証明書（※2）及び印鑑証明書

（それぞれ発行日から3か月以内のもの）

※1 住民票は、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものになります。

※2 登記事項証明書は、現在事項証明書または履歴事項証明書に限ります。

(枚目/全 枚)

役 員 等 名 簿

商号又は名称（カナ）	商号又は名称（漢字）	氏名（カナ）	氏名（漢字）	生年月日				性別	住所	役職
				元号	年	月	日			

注意：法人である場合には、役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合には代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者を記載すること。

現在における当法人（当団体）の役員等名簿に相違ありません。

令和 年 月 日

所 在 地
商 号 名 称
及び代表者氏名

印

（注）使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑とすること。

納付書兼領収書	
納入者	
	様
会計	30 歳入歳出外現金
款項目節細節細々節事業	11 保証金 01 保証金
金額	円
内容	入札保証金(土地の売払い:佐倉市中志津一丁983番48 外2筆)
担当課	010950 契約検査課
納入予定 年 月 日 納付場所 佐倉市指定の金融機関(裏面記載) 上記の金額を納入します。 令和 年 月 日	
上記のとおり領収しました。	領収日付印

原 符	
納入者	
	様
会計	30 歳入歳出外現金
款項目節細節細々節事業	11 保証金 01 保証金
金額	円
内容	入札保証金(土地の売払い:佐倉市中志津一丁983番48 外2筆)
担当課	010950 契約検査課
納付期限 令和 7年9月30日 納付場所 佐倉市指定の金融機関(裏面記載) 上記の金額を納入します。 令和 年 月 日	
	領収日付印

収納済通知書	
納入者	
	様
会計	30 歳入歳出外現金
款項目節細節細々節事業	11 保証金 01 保証金
金額	円
内容	入札保証金(土地の売払い:佐倉市中志津一丁983番48 外2筆)
担当課	010950 契約検査課
納付期限 令和 7年9月30日	
佐倉市会計管理者 宛	領収日付印
上記のとおり収納しましたので通知します。	

納 付 場 所

※納付書の中に切り取り線がありますが、切り取らずにそのまま金融機関に提出してください。

千 葉 銀 行	佐 原 信 用 金 庫
千 葉 興 業 銀 行	東 京 東 信 用 金 庫
京 葉 銀 行	千葉みらい農業協同組合
千 葉 信 用 金 庫	佐倉市役所およびそ の出張所，派出所，
銚 子 信 用 金 庫	佐倉・西志津市民 サービスセンター